

各国の提案の内容について(W T O非農産品市場アクセス交渉)

	提 案 の 内 容
米 国	第 1 段階(2005-2010年) ・ 5 %以下の関税を撤廃 ・ スイス・フォーミュラで全関税を 8 %未満に引下げ ・ 林産物を含む17分野で <u>関税相互撤廃</u> 第 2 段階(2010-2015年) ・ 残りのすべての関税を撤廃
カ ナ ダ	・ フォーミュラ、ゼロゼロ/ハーモ、リクエスト・オファー等の組合せ方式 ・ 林産物等の分野で <u>関税相互撤廃</u>
メキシコ	・ <u>平均関税率による引下げ</u> ・ タリフピークの削減 ・ 必要に応じ、リクエスト・オファー、ゼロゼロも併用
E U	・ <u>全関税を25%以下に圧縮(圧縮フォーミュラ)</u> 50%以上の関税を25%に引下げ 50%未満の関税は高関税品目ほど削減率が大きくなる ・ 一定税率以下の関税を撤廃 ・ ゼロゼロ/ハーモ等の分野別イニシアティブには反対
ス イ ス	・ 次の基準を満たす <u>フォーミュラ</u> ・ 透明性が確保されているもの ・ 各国の関税構造を調和させるもの ・ 高関税・タリフピーク・タリフエスカレーションに対応したもの ・ 譲許税率と実行税率の格差を縮小させるもの ・ フォーミュラはゼロゼロ/ハーモの拡大で補完 ・ <u>センシティブ品目についてはリクエスト・オファーも考慮</u>
中 国	・ 各国の単純平均関税率から係数が設定される(高関税率の国ほど係数が大きく設定され、関税引下げが緩やかになる) <u>スイス・フォーミュラ類似の算式のフォーミュラ(品目ごとの柔軟性はない)</u> ・ 基準税率は、先進国については実行税率、途上国については実行税率と譲許税率の平均 ・ <u>分野別イニシアティブへの参加は各国の自由</u> ・ 新規加盟国は引下げの対象外
韓 国	・ 貿易加重平均で40%の関税引下げ ・ <u>全品目について最低20%の関税引下げ</u> ・ 引下げ前の関税率が25%を超える品目、単純平均関税率の2倍を超える品目については、追加的な引下げ

	提 案 の 内 容
台 湾	<ul style="list-style-type: none"> ・分野ごとに異なる関税モダリティを用いるべき ・<u>有限天然資源分野の取扱いに特別の配慮が必要</u>
イ ン ド	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>各品目の関税率を一定の削減率で引き下げた上で(削減率は国により異なり、途上国の削減率はより小さく設定)、引下げ後の各品目の関税率を単純平均関税率の3倍以下にまで更に引下げ</u> ・途上国に対する相互主義の軽減が不可欠
モーリシャス	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>センシティブ品目への柔軟な対応等を可能とする国ごとの貿易加重平均関税率による引下げ</u>